

町田市議会 政務活動費裁判

『違法支出！判決確定！』

その後、今日まで何もなかったかのように
だんまいを決め込んでいる 町田市議会！

みんななかよし 町田市議会！

このままでは、私たちは、
2026年の2月の市議会議員選挙で
投票する議員が おりません！！

2024年2月29日、東京地方裁判所(品田幸男裁判長)において、
2014年～2017年度の政務調査費と政務活動費の支出のうち
1007万円超違法として返還を命ずる判決が言い渡され、確定し
てから3か月が経過しました。

この判決について町田市議会は、3月議会の冒頭あるいは会期中に、
議会として市民に対しての説明をするものと思っておりましたが、今日
に至るまで何もありません。第17期議会改革調査特別委員会が発足
しましたが、議論は何もありません。

「自らが支出した公金1007万円の使い方が違法」との裁判所の判断を、
町田市議会議員はどう受け止め、今後どの様に改善するのか、議員たち
には答える「義務」があります。

4月12日に、町田市議会議長あてに公開質問状を提出。5月10日に
公開質問状の回答が届きました。その4行の回答には、質問項目1～5に
ついての回答はありません。

そこで、5月20日、「公開質問状について共有している」という各会派に、
直接回答を求めることとし、公開質問状の回答用紙を送付しました。
「政務活動費の違法支出を繰り返さないためには、再発防止のための対策を
講ずることが必要不可欠であり、その点について、議会として今後どのような
対応策を講じるのかを具体的に市民に明らかにしてほしい」という趣旨です。

各会派の回答期日は6月3日です。結果は、すぐに公表いたします。

草の根

1 議長への公開質問状提出。質問項目は1～5あり！

町田市議会
議長 木目田 英男 様

2024年4月12日
町田市政を考える会・草の根
代表 小林 美知



公開質問状

日頃、町田市民のために活動していただき、ありがとうございます。

さて、2024年2月29日、東京地方裁判所（品田幸男裁判長）において、2014年から2017年度の政務調査費と政務活動費の支出のうち約1007万円を違法として返還を命ずる判決が言い渡されました。同判決は確定しております。

私たちは、第1回町田市議会定例会の冒頭あるいは会期中に、町田市議会議長としてこの判決についてのコメントがあるのかと思っておりましたが、残念ながら何のコメントもありませんでした。このため、今回、公開質問状を出させていただきました。政務活動費の違法支出を繰り返さないためには、再発防止のための対策を講ずることが必要不可欠です。その点について、議会として今後どのような対応策を講じられるのかを具体的に明らかにしていただきたい、という趣旨で質問させていただきました。

【質問項目】

- 一、政務活動費の使途の透明性の確保のために、実際に支出した議員の名前を証憑類に明記することが必要と考えます。この点についていかにお考えでしょうか。
- 二、会計帳簿に支出した議員名を記載したうえで、帳簿を市民に公開することが不可欠であると考えます。また、会計帳簿の様式は議員が何のために支出したのか一目でわかるようにするため、帳簿の形式を統一する必要があると考えます。この点についていかにお考えでしょうか。
- 三、議会改革調査特別委員会において再発防止のためのルールについて議論し、それを運用指針に盛り込む必要があると考えます。その際には、パブリックコメントなど市民の意見が反映される手続きを踏むことが重要であると考えます。この点についていかにお考えでしょうか。
- 四、再発防止策として、支出内容を外部の専門家などによる検証委員会などの組織がチェックする体制を構築することが不可欠であると考えます。この点についてはいかにお考えでしょうか。
- 五、今回の裁判の対象となっていない2018年度以降の支出の中にも、東京地方裁判所で違法とされた支出と同様の支出が数多く含まれております。議会として、こうした支出についても検証し、違法な支出に該当するものを市に返還するお考えはあるのでしょうか。

以上

上記の質問項目についてご回答は5月13日までに書面により下さいますようお願いいたします。当質問状並びにご回答の内容については、草の根ニュースとHPのほか、マスコミの皆様にも公開させていただく予定であります。

なお、裁判において返還を命じられた政務調査費と政務活動費について、まちだ市民クラブ会派、自由民主党会派、保守連合会派はすでに返還を終えたのでしょうか。返還がなされた場合はその日時を金額について、市民に対して説明されるようお願いいたします。

以上、よろしく願いいたします。

2 質問項目は 1～5 には答えず！わずか 4 行の回答。

町田市政を考える会・草の根
代表 小林 美知 様

町田市議会議員 木目田 英男



公開質問状に対する回答について

2024 年 4 月 12 日付にて受領いたしました公開質問状については、各会派に共有させていただきました。

引き続き、社会情勢を考慮しつつ、ご意見いただいた事項を含めて検討し、適正な運用に努めてまいります。

3 「共有している」という 10 の会派（一人会派を含む）への再質問状

町田市議会会派
代表者 _____ 様

2024 年 5 月 20 日

町田市政を考える会・草の根
代表 小林 美知

公開質問状回答用紙の送付と会派としての回答のお願い

日頃、町田市民のために活動していただき、ありがとうございます。

さて、2024 年 2 月 29 日、東京地方裁判所（品田幸男裁判長）において、2014 年から 2017 年度の政務調査費と政務活動費の支出のうち約 1007 万円を違法として返還を命ずる判決が言い渡され、確定してから 2 か月が経過しております。

私たちは、第 1 回町田市議会定例会の冒頭あるいは会期中に、町田市議会としてこの判決についてのコメントがあるのかと思っておりましたが、残念ながら何のコメントもありませんでした。このため、さる 4 月 12 日に町田市議会議員あてに公開質問状を出させていただきました。政務活動費の違法支出を繰り返さないためには、再発防止のための対策を講ずることが必要不可欠です。その点について、議会として今後どのような対応策を講じられるのかを具体的に明らかにしていただきたい、という趣旨です。

町田市議会議員に回答を求め、5 月 10 日付で回答が届きましたが、その 4 行の回答には、質問項目 1～5 についての回答はありませんでした。

そこで、各会派の皆様から直接回答をしていただきたく、質問状の回答用紙を送付させていただきます。

なお、今回の公開質問状への回答について諸派議員のうち、2026 年 2 月町田市議会議員選挙に立候補を予定していない方は回答を留保していただくことも可とします。

以上

上記の質問項目についてご回答は 6 月 3 日までに書面により下さいますようお願いいたします。（封書を同封いたしました。）当質問状並びにご回答の内容については、草の根ニュースと草の根 HP のほか、マスコミの皆様にも公開させていただく予定であります。

以上、よろしくお願いいたします。



回答用紙

回答日 月 日

<p>会派・議員名 (会派名と、所属議員名をお書きください)</p>	
<p>質問要旨</p>	<p>回答</p>
<p>1. 証憑類に支出した議員の名前を明記すべきことについて</p>	
<p>2. 会計帳簿については支出した議員名を記録し、これを市民に公開すべきこと、また、会計帳簿の様式を統一すべきことについて</p>	
<p>3. 「議会改革調査特別委員会」に置いて今回の事件のようなことの再発防止のためのルールを運用指針に盛り込むべきこと、その際パブリックコメントなど、市民意見を反映させる手続きを踏むべきことについて</p>	
<p>4. 上記3に関連して、外部の専門家などによる専門委員会などチェック体制を構築すべきことについて</p>	<p>「違法?! 返せば いいんじゃない!」</p> <p>東京地裁判決(2月29日)以降、 全くの ダンマリを決め込んでいる 町田市議会議員。 いつまで司法判断を 無視し続けるのか?!</p> <p>これまでも いくつかの「審議会」の決定も無視!し、 改革を促す司法判断の“違法の中味”にも 答えない 市議会!</p>
<p>5. 2018年度以降の支出について今回の判決で違法とされた支出と同様の支出についてこれを指に返還すべきことについて</p>	<p>「より住民の意識に近い議会を目指す」 (2015年3月議会議員発言) とした 議会ギインの 選良エリート意識は不滅!</p> <p>「違法?! 返せば いいんじゃない!」 議員たちの声が 聞こえてくる気がします。</p> <p>2024.6.3 草の根</p> <p>◇町田市政を考える会・草の根の ホームページをご覧ください! http://www.machida-kusanone.com</p>

